

周産期医療体制整備指針に規定されているNICU病床及びGCU病床について

「神奈川県周産期救急医療事業費補助金交付要綱」別表2欄外に規定する「周産期医療体制整備指針に規定されている設備、病床数及び職員数を確保している病床」については、「周産期医療体制整備指針」及び「周産期母子医療センターの評価について（平成22年4月20日厚生労働省医政局指導課長通知）」に基づき、以下のとおりとする。

なお、県周産期救急医療システム受入病院の内、周産期母子医療センターの指定・認定を受けていない医療機関におけるNICU病床及びGCU病床については、地域周産期母子医療センターの基準を準用する。

【「周産期母子医療センターの評価について」から抜粋】

1 NICU病床

「周産期医療体制整備指針に規定するNICU数（人工換気可能病床数）」とは、新生児用人工換気装置を有する病床であり、医療保険届出の有無に関わらず、周産期医療体制整備指針に規定されている設備、病床数及び職員を確保しているものの数を指す。

【総合周産期母子医療センター】

設 備：新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る）、新生児搬送用保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えるものとする。

病床数：9床以上とする（12床以上とすることが望ましい。）。ただし、三次医療圏の人口がおおむね100万人以下の地域に設置されている場合については、当分の間、6床以上で差し支えないものとする。

職 員：次に掲げる職員の確保に努めるものとする。

- ・24時間体制で新生児医療担当医が勤務していること。
- ・常時3床に1名の看護師が勤務していること。
- ・臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

【地域周産期母子医療センター】

設 備：新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えることが望ましい。

職 員：次に掲げる職員を配置することが望ましい。

- ・24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること。
- ・各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。
- ・臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

2 GCU病床

「周産期医療体制整備指針に規定するGCU」とは、医療保険届出の有無に関わらず、周産期医療体制整備指針に規定されている設備、病床数及び職員を確保しているものを指す。

【総合周産期母子医療センター】

設 備：NICUから退出した児並びに輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えるものとする。

職 員：常時6床に1名の看護師の確保に努めるものとする。

【地域周産期母子医療センター】

職 員：次に掲げる職員を配置することが望ましい。

- ・24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること。
- ・各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。
- ・臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。